

裁 決 書

住 所 品川区二葉1丁目10番11号
審査請求人 品川・生活者ネットワーク
青 木 京 子 様

上記審査請求人から平成28年3月18日付けをもって提起された品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づく行政情報非公開決定処分（以下「本決定」という。）に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

平成28年1月19日付けで審査請求人に対して行った本決定を取り消す。

事案の概要

- 1 本件審査請求人は、平成28年1月5日に、「2014～2015年度の小中一貫教育推進委員会の体制部会の議事録」および「2014～2015年度の一貫校長連絡会の議事録」の公開を請求した。
- 2 平成28年1月19日、処分庁は審査請求人に対し、請求を受けた行政文書のうち、「小中一貫教育推進委員会体制部会（第2回）」、「小中一貫教育推進委員会体制部会（第3回）」、「平成27年度 第1回 小中一貫校長連絡会 議事録」、「平成27年度 第2回 小中一貫校長連絡会・小中一貫教育推進委員会体制部会 議事録」について、本決定を行い、審査請求人に行政情報非公開決定通知書を交付した。（平成26年度に開催された施設一体型一貫校長連絡会の議事録（全9件）については公開を決定している。）
- 3 平成28年3月18日付で、本決定の取り消しを求め審査請求書が提出された。

審理関係者の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教育次長は2015年11月の第4回定例会での議会答弁において、「義務教育学校設置の検討を重ねた」根拠として、「小中一貫教育推進委員会体制部会」を示している。そこでの議論の中身が公開されないのは不条理である。
- (2) 非公開決定の理由について、処分庁は、条例第8条第5号および第6号に該当するとのことだが、ここでいう「不当に損なわれるおそれ」「不当に阻害するおそれ」との判断は、当該情報の性質に照らし、公にする利益と非公開にする利

益とを比較衡量した上で、個別具体の状況に応じて適正に判断するものである。つまり単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (3) 弁明書がいう「未確定、未成熟な」議論が公開されることによる支障が不当であるのか、さらに現在または将来における教育施策に関する合意形成に著しい支障を与えるものであるのか、個別具体的に検討せず、論拠を示さず、一律に名目的に非公開決定とする判断に合理性は認められない。行政の説明責任を全うするとする、地方自治の本旨からも適正な判断とは言えない。

2 処分庁（指導課）の主張

処分庁は、本決定について、おおむね次の主張により非公開を決定したとしている。

- (1) 当該行政情報は、その後に予定されている小中一貫教育推進委員会における詳細な検討を経るための議論であることを前提とした、未確定かつ未成熟のものである。その場での議論が公開されることにより、自由闊達な議論や意見表明に悪影響を与えかねない。このことは、現在または将来における教育施策に関する合意形成に著しい支障を与えるものであり、公開することはできない。
- (2) 体制部会での議論の過程においては、具体的な学校名や各学校の状況等を具体的な例として挙げて議論を行う場合があり、当該議論の内容が公開されないことの担保がなければ、率直な意見交換・意思決定をすることができない。

裁決の理由

本件審査請求に対する品川区情報公開等審議会（以下「審議会」という。）の判断（平成29年7月11日付け答申第16号）および審査庁の判断は次のとおりである。

1 基本的な考え方

条例第8条によると「実施機関は公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報のいずれかが含まれている場合を除き、公開請求をした者に対し、当該公開請求に係る行政情報を公開しなければならない。」と規定されている。これは行政情報の公開請求があったときは、非公開情報が含まれている場合を除き、当該行政情報を公開しなければならないという「原則公開」の基本的な考え方から定められたものである。

「非公開とされるものは、できる限り限定的に捉える必要があり、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではないと解される。したがって、処分庁が主張している「不当に損なわれるおそれ」および「不当に阻害するおそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることになる。そのため、公開されることによる支障がある程度具体的に想定される場合に限定される。

2 条例第8条第5号および第6号の該当性について

審議会において当該行政情報を精査した結果、確かに、非公開が前提との認識からの自由闊達な議論、意見表明や具体的な学校名、各学校の状況を例に挙げた発言などが見受けられる。しかし公開することによる支障や今後の教育施策に関する合意形成に著しい支障を与えると具体的に想定されるような発言内容であると判断できる部分は認められなかった。

また、当該行政情報は、教育行政の重要な施策を検討する場での議事録であり、意思形成に至るまでの審議は、公にすることにより審議の透明性の確保に関するメリットが認められる。さらに義務教育学校設置については、行政情報公開請求日の時点では既に意思決定がなされているものである。

したがって、公開されることによる「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」や「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」が公開することによって得られる公益性と比べ、保護すべき利益が大きいとは認められない。

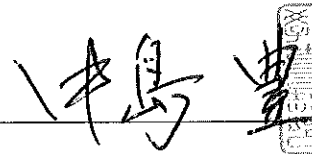

3 審査庁の判断

以上の情報公開等審議会の答申を踏まえ、審査庁としては現在の時点において、本件行政文書を非公開とした決定を維持することは妥当でなく、本決定を取り消すべきであるとの結論に至った。

よって、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年 8月 7日

品川区教育委員会教育長

(教 示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、品川区教育委員会教育長を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が通過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが求められる場合があります。